

# 第 2 0 4 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

## 第204回組合会会議録

令和6年3月4日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「エリーゼ」において第204回組合会を開催した。

### 組合会の目的である事項

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 報告第1号 | 監査報告書（施設監査）の提出について                    |
| 報告第2号 | 監査報告書（上半期監査）の提出について                   |
| 議案第1号 | 令和5年度変更事業計画及び予算（第1次）について              |
| 議案第2号 | 令和6年度事業計画及び予算について                     |
| 議案第3号 | 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について               |
| 議案第4号 | 千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について             |
| 議案第5号 | 千葉縣市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について          |
| 議案第6号 | 千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正について             |
| 議案第7号 | 千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について |
| 議案第8号 | 第3期データヘルス計画の策定について                    |

招集年月日 令和6年3月4日  
議長 岩田利雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（4名）

- 9番 太田 洋（WEBにより出席）
- 11番 岩田 利雄
- 13番 小坂 泰久（WEBにより出席）
- 15番 佐藤 晴彦

市町村長以外の議員（8名）

- 2番 竹山 隼央
- 4番 青木 賀一
- 8番 須藤 和人
- 12番 鵜澤 裕貴
- 14番 伊藤 成司
- 16番 金坂 賢
- 18番 石橋 健壺
- 20番 松本 孝則

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（8名）

- 1番 内田 悦嗣
- 3番 星野 順一郎
- 5番 神谷 俊一

6 番 千 原 秀 樹  
7 番 井 崎 義 治  
10 番 大阿久 大 輔  
17 番 渡 辺 芳 邦  
19 番 宮 本 泰 介

委任を受けた議員は、次のとおりである。（3名）

2 番 竹 山 隼 央（委任者1名）  
8 番 須 藤 和 人（委任者1名）  
15 番 佐 藤 晴 彦（委任者6名）

学識経験監事である佐藤晴邦は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局長兼出納長	五 木 田	雅 之
事務局次長兼監査室長兼総務課長	布 施	幸 一
事務局次長兼福祉課長	関	裕 行
保 健 課 長	伊 藤	篤 史
年 金 課 長	篠 崎	輝 明
経 理 課 長	大 月	和 美
年金課課長補佐	鎌 形	智 和
保健課課長補佐	杉 本	実 千 乃
主幹兼総務係長	加 藤	麻 美
施設長兼情報管理課長	工 藤	誠
施設管理課長兼施設管理係長	白 井	貴 弘
施設管理課付課長補佐	別 部	光 洋

## 開 会 （時刻13時00分）

事務局長 事務局長の五木田でございます。議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の折、組合会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、この会場にお越しただいてご出席をいただきました市町村長議員2名、WEBによりご出席をいただきました市町村長議員2名、委任状を提出されました市町村長議員は6名で、合計10名でございます。また、職員議員につきましては、8名の方にこの会場にお越しただいてのご出席をいただき、委任状を提出されました職員議員は2名で、合計10名でございます。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから議事日程に従いまして、第204回組合会を開催させていただきます。開会にあたりまして、議長からご挨拶を賜り、その後の進行につきましても、よろしくお願ひいたします。

議長 組合会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日ここに、第204回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日、ご審議いただきます主な案件は、令和5年度変更事業計画及び予算、令和6年度事業計画及び予算、及び予算に関連する諸規則等の一部変更、一部改正についてでございます。

令和6年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます、「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づき、編成作業を行ったものでございます。それでは、令和6年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございますが、令和6年度末の組合員数は7万7,702人で、前年度より780人の増加を見込むものでございます。

次に、短期経理でございます。令和6年度の短期給付財源率につきましては、保健給付の増加により前年度から「1,000分の2」引き上げ、「1,000分の96.80」とするものでございます。また、介護保険でございますが、令和6年度において「1,000分の0.52」引き下げ、「1,000分の16.80」とするものでございます。引き下げ理由につきましては、介護保険の徴収対象となる平均標準報酬月額増加率に比べ、介護納付金の額の増加率が低下したためでございます。

次に、保健経理でございます。財源率につきましては、現行の率とした場合において、積立金が一定額以上維持できる見込みであることから、「1,000分の4.40」に据え置くものでございます。事業内容につきましては、各種講座の開催、更には特定健康診査及び特定保健指導の的確な実行など、保健事業の根幹である疾病予防事業の充実を図っていくものでございます。また、繰入金につきましては、保健経理(第3)へ2,300万円を、宿泊経理へ1億5,000万円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、宿泊経理でございます。オークラ千葉ホテル、黒潮荘ともに、令和3年度及び令和4年度に開催された施設運営検討委員会の答申を踏まえ、経営の合理化と効率化に注力しつつ、利用率の向上を図り、独立採算を原則とした健全な事業運営に努めるものでございます。

次に、貯金経理でございます。共済貯金の支払利率につきましては、運用利回りが若干低下するものでございますが、剰余金の状況に鑑み、引き続き1.9パーセントとし、有価証券を中心に安全有利で効率的な運用に努めてまいります。

次に、物資経理でございます。手数料率については、昨年度に引き続き、1.39パーセントとしたところでございます。引き続き、販売促進に努めてまいります。

各事業経理の詳細及びその他の議案につきましては、事務局から説明がありますので、充分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、去る2月13日から19日までの間、開催いたしました本年度の地区別共済制度研修会につきましては、書面及び共済組合ホームページを使用しての開催となったものでございますが、職員側議員の皆様におかれましては、組合員への予算の周知、並びに研修会の円滑な遂行

にご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げ、議長の挨拶といたします。

議長 それでは議事に入ります。議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、本日の会議を1日と決定いたします。

議長 次に、会議録署名議員の選挙についてお諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は議長において指名することでご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側13番小坂泰久議員、職員側2番竹山隼央議員の両名を指名いたします。

議長 議案の提案の前に、監査報告書が2件提出されております。監事から報告を求めます。佐藤学識経験監事。

学識経験監事 はい。

議長 はい、監事。

学識経験監事 それでは、お手元の報告第1号、報告第2号の監査報告書を読み上げまして、報告に代えさせていただきます。報告第1号、監査報告書。1、監査年月日。令和5年10月12日から令和5年10月13日まで。2、監査の対象となった期間。令和5年4月1日から令和5年8月31日まで。3、監査事項。黒潮荘の施設及び運営状況について。4、監査の結果の概況及び意見。施設の運営及び経理面は、法令の定めるところにより適正に行われており、利用促進、収益性の向上に努めていることが認められた。なお、意見として、引き続き周辺施設との連携を重視しつつ、組合員をはじめとした利用者増に努力されたい。併せて、持続可能な安定した施設運営に向けて、老朽化した設備の更新並びに施設の整備を進められたい。5、出納職員に対して直接注意した事項。なし。6、その他の必要な事項。なし。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき監査した結果を、同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。令和6年3月4日。監事、佐藤晴彦。監事、鶴澤裕貴。監事、佐藤晴邦。

学識経験監事 それでは、報告第2号をご覧いただきたいと思います。監査報告書。1、監査年月日。令和5年11月14日。2、監査の対象となった期間。令和5年4月1日から令和5年9月30日まで。3、監査事項。組合の業務及び財産の状況について。4、監査の結果の概況及び意見。組合の業務は法令の定めるところにより適正に執行され、会計経理についても正確

に処理され、証拠書類についても良好に整理されていることが認められました。なお、意見として、宿泊経理及び保健経理における直営3施設の安定した運営に向けて、物価高騰相当分の適切な受益者負担を検討されたい。また、特別加算を継続する等、利用率の維持・向上に努められたい。5、出納職員に対して直接注意した事項。なし。6、その他の必要な事項。なし。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組法定款第46条の規定に基づき監査した結果を、同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。令和6年3月4日。監事、佐藤晴彦。監事、鶴澤裕貴。監事、佐藤晴邦。以上でございます。

議長 ただいま、監査報告書について報告がありました。ご質疑等がございましたらお願いいたします。

[ 「なし」の声あり ]

議長 それでは、ご質疑ないようでございますので、監査の報告を終結いたします。

議長 これより、議案の上程を行います。議案第1号「令和5年度変更事業計画及び予算（第1次）について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。布施総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい、課長。

総務課長 それでは、議案第1号「令和5年度変更事業計画及び予算（第1次）について」ご説明させていただきます。議案第1号をご覧ください。令和5年度変更事業計画及び予算（第1次）を別冊のように定めるということで、1枚おめくりいただきますと、令和5年度変更事業計画及び予算（第1次）の予算書がございます。こちらにつきましては、昨年12月末日の実績に基づき、収支の変更を行ったものでございます。表紙を1枚おめくりいただきますと、緑色の紙で令和5年度事業計画変更の概況がございます。本日はこの概況を用いまして収支予定等の変更についてご説明をさせていただきます。それでは概況の1ページをご覧ください。まず、短期経理からでございます。1の短期貸付金の変更についてでございます。変更後、貸付経理への貸付金につきましては、180万円となる見込みでございます。こちらは高額医療貸付、出産貸付の資金となるものでございます。2の収支予定の変更についてでございます。変更後の欄にありますとおり、収入合計で488億373万4,000円を、支出合計で497億4,622万5,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、9億4,249万1,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、2の厚生年金保険経理でございます。収支予定の変更についてでございますが、変更後につきましては、収入合計で822億6,482万円を見込むものでございます。支出につきましては、負担金払

込金、組合員保険料払込金として、収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

続きまして、3の退職等年金経理でございます。収支予定の変更についてでございますが、変更後につきましては、収入合計で52億9,437万3,000円を見込むものでございます。支出につきましては負担金払込金、掛金払込金として、こちらも収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

それでは、概況の2ページにお進みください。4の経過的長期経理でございます。収支予定の変更についてでございますが、変更後につきましては、収入は負担金のみとなっております、3億5,361万7,000円を見込むものでございます。支出につきましては、負担金払込金として収入額と同額を、こちらも全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

続きまして、5の退職等年金預託金管理経理でございます。1の長期貸付金の変更についてでございます。変更後、貸付経理への貸付金につきましては、29億2,317万円、物資経理への貸付金につきましては、18億8,145万7,000円となる見込みでございます。2の収支予定の変更についてでございます。変更後につきましては、収入は利息及び配当金のみでございますが、4,908万8,000円を見込むものでございます。支出につきましては、支払利息として、こちらも収入額と同額を、全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。3の資産の構成割合の変更についてでございます。変更後の合計欄をご覧ください。48億9,397万9,000円となる見込みでございます。

続きまして、6の経過的長期預託金管理経理でございます。当該経理は、地方公共団体の発行する債券の私募引き受けでございます、縁故地方債の引き受けを行うものでございます。1の収支予定でございます。変更予算策定時に予定のない場合には、計上しないものとしておりますので、当初計画どおり変更しないものとするものでございます。2の資産の構成割合につきましても、当初計画どおり変更しないものとするものでございます。

続きまして、7の業務経理でございます。収支予定の変更につきまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で9億183万8,000円を、支出合計で10億465万9,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、1億282万1,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

それでは、概況の3ページにお進みください。8の保健経理でございます。収支予定の変更につきまして(5)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で17億9,087万8,000円を、支出合計で19億6,674万6,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、1億7,586万8,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、9の保健経理(第2)でございます。収支予定の変更につきまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で1億2,893万2,000円を、支出合計で1億5,820万7,000円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、2,927万5,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、10の保健経理(第3)でございます。収支予定の変更に つきまして(2)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で4, 312万円を、支出合計で4, 315万4, 000円をそれぞれ見込みま して、収支差し引きいたしますと、3万4, 000円の当期損失金が生じ る見込みとなるものでございます。

続きまして、11の宿泊経理でございます。こちらは概況の3ページ から4ページに記載させていただいております。収支予定の変更に つきまして4ページをご覧ください。変更後でございますが、収入合計で1 5億7, 594万円、支出合計で16億9, 709万円をそれぞれ見込みま して、収支差し引きいたしますと、1億2, 115万円の当期損失金が生じ る見込みとなるものでございます。

続きまして、12の貯金経理でございます。収支予定の変更に つきま して(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で76億4, 567万6, 000円を、支出合計で70億1, 257万6, 000円を それぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、6億3, 310万円 の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。

続きまして、13の貸付経理でございます。1の借入金の変更につい てでございますが、こちらにつきましては、先程、短期経理及び退職等年 金預託金管理経理の中でご説明させていただきましたので、恐れ入ります、省略をさせていただきます。2の収支予定の変更についてでござい ます。(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計で6, 827万5, 000円を、支出合計で7, 271万6, 000円をそれぞれ 見込みまして、収支差し引きいたしますと、444万1, 000円の当期 損失金が生じる見込みとなるものでございます。

それでは、概況の5ページにお進みください。14の物資経理でござ います。1の借入金の変更についてでございますが、こちらにつきまし ても、先程、退職等年金預託金管理経理の中でご説明させていただきましたので、恐れ入ります、省略をさせていただきます。2の収支予定の変 更につきまして(4)をご覧ください。変更後でございますが、収入合計 で7億8, 569万2, 000円を、支出合計で7億8, 862万9, 0 00円をそれぞれ見込みまして、収支差し引きいたしますと、293万 7, 000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

最後に、15の財形経理でございます。1の借入金の変更についてで ございます。変更後、全国市町村職員共済組合連合会からの長期借入金 につきましては、2, 811万4, 000円となる見込みでございます。2の収支予定の変更についてでございます。変更後につきましては、収 入合計で22万8, 000円を、支出合計で22万8, 000円をそれぞ れ見込み、変更前は、当期利益金1, 000円を見込んでおりましたが、 変更後は収支同額となる見込みでございます。

以上をもちまして、議案第1号、令和5年度変更事業計画及び予算(第 1次)の説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 　ただいま、議案第1号「令和5年度変更事業計画及び予算(第1次)に ついて」の説明がなされました。これより、質疑をお受けしたいと存じま す。議案に対する質疑はございませんか。



[ 「なし」の声あり ]

議 長 以上で質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号「令和5年度変更事業計画及び予算（第1次）について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 挙手、全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第2号「令和6年度事業計画及び予算について」を議題いたします。事務局から説明を求めます。布施総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい、課長。

総務課長 それでは、議案第2号「令和6年度事業計画及び予算について」ご説明させていただきます。議案第2号をご覧ください。令和6年度事業計画及び予算を別冊のように定めるものとするということで、1枚おめくりいただきますと、令和6年度予算書がございます。こちらまた、表紙をおめくりいただきますと、緑色の紙で6年度事業計画の概況がございます。本日の説明につきましては、この概況を用いましてご説明をさせていただきます。

それでは概況の1ページをご覧ください。まず、1の総括でございます。(1)地方公共団体の数でございます。合計で101団体ということで、前年度と変更はございません。(2)の組合員数でございます。令和6年度末推計Cの合計欄をご覧ください。7万7,702人を見込みまして、前年度と比較いたしますと、780人増加する見込みとなるものがございます。(3)標準報酬の月額及び平均標準報酬の月額でございます。こちら表の下の部分でございます。令和6年度末推計Cの合計欄をご覧ください。上段につきましては、長期に係る標準報酬の月額、下段につきましては、短期に係る標準報酬の月額でございます。かっこ内の数字につきましては、1人当たりの平均標準報酬の月額となっております。かっこ内の数字をご覧ください。まず、長期の平均標準報酬の月額につきましては、39万8,256円となる見込みでございまして、前年度と比べますと、343円減少となる見込みでございます。その下の短期の平均標準報酬の月額につきましては、34万8,967円となる見込みでございまして、前年度と比較いたしますと、180円の減少となる見込みでございます。それでは、概況の2ページにお移りください。2ページの中ほど(5)被扶養者数になります。令和6年度末推計の合計欄をご覧ください。4万5,968人となる見込みでございます。前年度と比べますと、562人の減少を見込んでいらっしゃるところでございます。

続きまして、概況の3ページにお移りいただきまして、2の短期経理

でございます。まず(1)標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金、負担金との割合ということで、短期給付の財源率でございます。令和6年度、掛金48.40パーミル、負担金48.40パーミルを合計いたしまして、96.80パーミルとするものであり、前年度より2パーミル引き上げるものでございます。次に(2)介護保険の財源率でございます。令和6年度、掛金8.40パーミル、負担金8.40パーミルを合計いたしまして、16.80パーミルとさせていただくものであり、前年度と比べますと、0.52パーミル引き下げとさせていただくものでございます。次に(4)給付の実績及び推計でございます。令和6年度末推計Cの合計欄をご覧ください。こちらは、法定給付、附加給付、一部負担金払戻金の合計といたしまして、年度末では247億2,690万6,000円を見込むものでございます。(5)の拠出金等の実績及び推計でございます。こちら令和6年度末推計Cの中ほどにあります合計欄をご覧ください。前期高齢者納付金から退職者給付拠出金までの合計欄がございます。こちらにつきましては、短期の標準報酬総額との割合で、いわゆる特定保険料率ということで、その割合につきましては、33.48パーミルとなるものでございます。それでは、概況の4ページにお移りください。(6)資金計画でございます。こちらは、表の左側が損益計算となっております。令和6年度収支差し引きいたしますと、損益計算、一番下の差引本年度利益金の欄にありますとおり、13億6,594万1,000円の利益金が生じる見込みでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、40億1,550万8,000円となる見込みでございます。

次に、3の厚生年金保険経理でございます。まず(1)の財源率でございます。令和6年度欄をご覧ください。組合員保険料91.5パーミル、負担金91.5パーミル、合計いたしまして、183パーミルということで、前年度と同率でございます。概況の5ページにお移りいただきまして、(4)資金計画でございます。左側、損益計算でございます。収入合計いたしまして、826億9,605万5,000円を見込んでおります。支出につきましては、負担金払込金、組合員保険料払込金として、収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に、4の退職等年金経理でございます。まず(1)財源率でございます。令和6年度、掛金7.5パーミル、負担金7.5パーミル、合計いたしまして、15パーミルということで、前年度と変更はないものでございます。(2)資金計画でございます。左側、損益計算でございますが、収入合計いたしまして、53億7,992万5,000円を見込んでいますところでございます。支出につきましては、負担金払込金、掛金払込金として、こちら収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に、5の経過的長期経理でございます。概況の5ページから6ページにわたり掲載をさせていただいております。6ページにお移りいただきまして、(1)財源率でございます。令和6年度、0.0953パーミルということで、前年度と比較いたしますと、0.0037パーミル引き下げとなるものでございます。次に(3)資金計画でございます。左側、損益計算でございますが、収入につきましては、負担金のみでございます。3億5,733万2,000円となるものでございます。支出につきまし

ては、負担金払込金として、こちらも収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に、6の退職等年金預託金管理経理でございます。まず(1)の資金計画でございます。表の左側、損益計算、収入でございますが、利息及び配当金のみで、5,261万4,000円を見込んでいるところでございます。支出につきましては、支払利息として、収入額と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。(2)の資産の構成割合でございます。令和6年度、貸付経理への貸し付けでございますが、令和6年度末、2段目の欄にございますとおり、33億217万円を見込んでいるところでございます。また、物資経理への貸し付けにつきましては、令和6年度末、3段目の欄にございますとおり、22億2,325万7,000円を見込んでいるところでございます。

次に、7の経過的長期預託金管理経理でございます。概況の6ページから7ページにわたりまして掲載させていただいております。こちらの経理につきましては、地方公共団体が行政目的のため発行する債券の私募引き受けでございます縁故地方債の引き受けのみを行うものでございます。また、予算策定時に予定のない場合には、計上しないものとしており、令和6年度につきましては、(1)の資金計画、(2)の資産の構成割合とも、ご欄のように0と記載しております。

次に、8の業務経理でございます。まず(1)事務費の額、1人当たりの額でございます。①の短期・厚生年金保険及び経過的長期分の令和6年度の事務費につきましては、1万972円となるものでございます。前年度と比較いたしますと、1,117円引き上げとなるものでございます。②の退職等年金給付分でございます。令和6年度、524円となりまして、前年度と比べますと、17円引き下げとなるものでございます。次に(2)資金計画でございます。左側、損益計算、一番下でございます。業務経理収支差し引きいたしますと、2億1,547万9,000円の損失金を見込みまして、その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、7億9,805万1,000円となる見込みでございます。

次に、9の保健経理でございます。(1)財源率でございます。令和6年度、掛金2.2パーミル、負担金2.2パーミル、合計いたしまして4.4パーミルということで、前年度から据え置きとさせていただくものでございます。概況の8ページにお移りください。(2)事業の種類でございます。表の中段にございます、保養関係の保養所・会館・保健センター利用助成金についてでございますが、物価高騰などの影響から直営3施設の利用料金の見直しが行われる状況において、保養や健康増進のための各施設の利用の促進を図ることを目的に、令和6年度も「保養所・会館・保健センター利用助成金」について特別加算2,000円を維持するものでございます。概況の9ページにお移りいただきます。(3)資金計画でございます。こちらも左側、損益計算の一番下の欄をご覧ください。収支差し引きいたしますと、1億5,994万円の損失金が生じる見込みでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、16億9,160万6,000円となる見込みでございます。

次に、10の保健経理(第2)でございます。(3)施設の利用状況及び利用料金でございます。まず、イの利用状況でございます。那須の森ヴィレッジ、年間の利用予定者数につきましては8,558人を、利用率に

つきましては65パーセントを見込んでいるところでございます。なお、その下の注書きでございます。令和6年度の開設期間につきましては、令和6年4月5日から11月25日までとさせていただきます。その下、ロの利用料金につきましては、必要な人件費の上昇、設備の保守に係る費用の引き上げ等により、一律400円の利用料金の引き上げ改定を行うものでございます。当該料金表は、引き上げ後の料金を掲載しているものでございます。次に、概況の10ページにお移りください。(4)資金計画でございます。左側、損益計算の一番下の欄をご覧ください。収支差し引きいたしますと、3,788万2,000円の損失金を見込んでおります。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、2億4,560万4,000円となる見込みでございます。

次に、11の保健経理(第3)でございます。(3)施設の利用状況及び利用料金をご覧ください。まず、イの利用状況でございます。温浴施設スパ・スカイビューでございます。年間利用者数、3万872人を見込んでいるところでございます。その下、ロの利用料金につきましては、運営経費の上昇に伴い、200円から300円の利用料金引き上げを行うものでございます。次に(4)資金計画でございます。概況の10ページから11ページにわたり掲載させていただいております。11ページの表の続き、左側、一番下の差引本年度利益金の欄をご覧ください。収支差し引きいたしますと、47万円の利益金を見込みまして、その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、7,706万5,000円となる見込みでございます。

次に、12の宿泊経理でございます。(2)施設の現況からでございます。まず、表の下の段の中ほどにあります、利用率でございます。オークラ千葉ホテルにつきましては、68.9パーセント、黒潮荘につきましては、52パーセントをそれぞれ見込んでいるところでございます。その右の、利用料金につきましては、保健経理(第2)と同様の理由により、引き上げ改定を行うものでございます。続きまして、概況の12ページをご覧ください。(4)資金計画でございます。左側、損益計算の一番下の欄をご覧ください。収支差し引きいたしますと、1億1,235万5,000円の損失金を見込むものでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、17億8,954万5,000円を見込むものでございます。

次に、13の貯金経理でございます。(1)貯金の種類、支払利率及び現況でございます。表の中ほどにございます令和6年度末見込みの中の一つ下、支払利率の欄をご覧ください。令和6年度支払利率1.9パーセントということで、前年度と同率でございます。(2)資金計画でございます。損益計算の一番下でございます。収支差し引きいたしますと、1億2,051万円の利益金を見込むものでございます。その右の、差引次年度繰越剰余金につきましては、621億8,236万7,000円となる見込みでございます。続きまして、概況の13ページにお移りください。(4)予定運用利回りでございます。こちらは、計算結果にありますとおり、1.675721パーセントということで、貯金の支払利率より下回るものでございます。

次に、14の貸付経理でございます。(2)貸付金の現況及び貸付利率でございます。まず、ロの貸付条件をご覧ください。こちらにつきまして

は、表に記載させていただいておりますとおり、普通貸付から特別貸付における、貸付利率につきましては、ご覧のとおりとなっているものでございまして、令和6年度におきましてもこの利率が適用となる見込みでございます。それでは概況14ページにお移りください。ページの中ほどでございます、(4)資金計画でございます。左側、損益計算でございます。一番下の欄をご覧くださいますと、収支差し引きいたしますと、1,464万1,000円の損失金を見込んでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、24億9,094万円となる見込みでございます。

次に、15の物資経理でございます。(1)運転資金の状況及び販売品目、月賦期間及び平均利潤率でございます。イの運転資金の状況をご覧ください。資金の内容欄一番上でございます資金の借入先は、退職等年金預託金管理経理からで、令和6年度、22億2,325万7,000円となるものでございます。ロの販売品目、月賦期間及び平均利潤率をご覧ください。中ほど、手数料率の欄がございます。令和6年度は、前年度と同率の1.39パーセントでございます。概況の15ページにお移りください。(3)資金計画でございます。左側、損益計算、一番下の欄でございますが、収支差し引きいたしますと、211万1,000円の損失金を見込むものでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましては、2億2,104万5,000円となる見込みでございます。

最後に、16の財形経理でございます。まず(1)貸付金の種類でございますが、こちらにつきましては、財形住宅貸付事業に係る資金の貸し付けとなっているものでございます。(2)貸付金の調達、貸し付けの条件等でございます。利率につきましては、独立行政法人勤労者退職金共済機構の勤労者財産形成融資に係る貸付利率等を定める要領附則第5項の率となっております。そして、一番下、資金の調達先につきましては、全国市町村職員共済組合連合会からとなるものでございます。続きまして(3)資金計画でございます。こちら左側、損益計算の一番下の欄でございますが、収支差し引きいたしますと、1,000円利益金が生じる見込みでございます。その右の、差引次年度繰越利益剰余金につきましてはご覧のとおり、8,000円となる見込みでございます。

議案第2号の説明につきましては、以上でございます。よろしく願います。

議 長 　　ただいま、議案第2号「令和6年度事業計画及び予算について」の説明がなされました。これより、質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

須藤議員 　　はい。

議 長 　　はい、須藤議員。

須藤議員 　　議席8番の須藤です。2月の地区別共済制度研修会の意見と若干重なるところもありますが、通告書に基づき発言をいたします。

初めに、地区別共済制度研修会についてであります。ここ数年コロナ等の影響もあり書面及びホームページでの開催となっております。研修会

開催要項では、地方公務員制度の重要な一環である地方公務員の共済制度に関し、組合員がこの制度をより一層認識し、千葉縣市町村職員共済組合の健全な運営と発展が図られることを目的として行われるとしています。併せて、この研修会は年度内に2回開催することを原則としています。私は、この研修会は共済組合の職員の皆さんと各地区の代議員が顔を合わせ、意見交換をする大切な場だと思っています。全国的に見ても共済組合の職員の皆さんが各地区に足を運んで説明をする機会はないと聞いています。研修会の回答で、今後の研修会については選択式による開催と回答していますが、各地区において、共済の議員が誰かを知らないという声も聞きます。原則として対面方式での開催が望ましいと考えておりますが、事務局の考えをお聞きしたい。

次に、短期経理についてです。令和3年度に掛金・負担金が4パーミル引き上がりました。その時は組合員にとって、月額で820円、年額では1万3,000円を越す引き上げでした。令和5年度ではそれ以上の引き上げで、月額で1,156円、年額では1万8,496円になりました。そして、令和6年度は事務局の努力もありまして2パーミルの引き上げで、月額で340円、年額で5,440円の引き上げです。しかし、関東地区の市町村職員共済組合を見ると、100パーミルを超えている組合が増えてきています。令和7年度以降、更なる引き上げが予想されるのですが、短期の掛金がどのように推移していくのか、事務局の考えをお聞きしたい。

次に、宿泊経理についてです。婚礼部門で140組と高い目標を掲げていますが、昨年、取り組みをお聞きしましたら、SNSやWEB広告、インスタグラムの運用を専門企業へ外注するなどして宣伝効果を高め、取り込みを図っていきたいとお答えになりました。その後、令和5年12月末で88件、今年度目標にも届かないような気がします。今年度の目標の107組に届くのでしょうか。来年度は、今年度の目標を大きく上回る目標ですから、相当頑張らなければいけないと思います。どのような方策を考えているのか、事務局の見解をお聞きしたい。

最後に、私たちの大切な施設の黒潮荘です。1月に利用をさせていただきました。特別加算の関係もあると思いますが、利用者が増えている気がします。おいしい料理を食べて、寛ぎの時間を提供してもらいましたが、少し気になったことが、お客さんが多いせいか、従業員の皆さんがせわしく動いているような気がします。組合員が何を求めているのか、普段仕事で疲れているから寛ぎと癒しを求めてくるのだと思います。こうした中、来年度予算で委託費が270万円程増額していますが、どのくらいの人を採用する予定なのか教えていただきたい。同時に、他の2施設に比べ委託費の予算が少ない気がします。十分なサービスが提供できる施設にしていきたい。そのためには委託費の再考をお願いしたいと思いますが、事務局の見解をお聞きしたい。

さらに、オークラ、那須、黒潮と3施設の利用料金が改定されます。組合員にとっては負担増になるわけですから、料金改定に見合うサービスをしなければ、組合員は離れていってしまいます。来て良かった、また来たいと思うのは食事もそうですが、従業員の対応も重要だと思います。定例会を何回行っているかわかりませんが、忙しい時にこそ現地に足を運ぶことも必要だと思います。従業員が余裕を持って仕事ができるよう

にするのが共済組合の皆さんだと思いますが、見解をお聞きしたい。以上です。

総務課長 はい、議長。

議長 はい、布施課長。

総務課長 まず、1点目のご質疑でございます。地区別共済制度研修会の開催目的につきましては、須藤議員ご指摘のとおりでございます。その前提に立ち、本年度の地区別共済制度研修会は、去る令和5年11月16日に開催されました職員議員協議会において、選挙区ごとに、組合会議員様、代議員等の皆様にお集まりいただき、いわゆる「参集型」での開催か、「書面及び共済組合ホームページを使用しての開催」かを各職員議員様に選択いただき、どちらかの方法で開催することをご了解いただいております。その結果として、全ての選挙区において、「書面及び共済組合ホームページを使用しての開催」となったものであります。開催方法を2つの方法にいたしましたのは、コロナ禍の間に実施いたしました「書面及び共済組合ホームページを使用しての開催」がある程度定着し、当該方法による開催を希望するご意見があったものでございます。他方で、従来の「参集型」での開催も十分に意義のある方法であると考えております。よって、令和5年度につきましては、2つの方法を選択いただけるものとしたところでございます。また、今後につきましてもこの方法により開催させていただきたいと考えております。いずれにいたしましても、当組合といたしましては、様々な開催方法に対応し、共済制度を組合員の皆様にご理解いただけるよう本研修会を開催してまいり所存でございますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

保健課長 はい、議長。

議長 はい、伊藤課長。

保健課長 保健課長の伊藤でございます。私からは短期経理につきまして、ご回答させていただきます。大変恐れ入りますが、着座にて回答をさせていただきます。令和6年度の短期財源率の設定につきましては、定年引き上げの本格化を要因とした組合員数の増加に伴う保健給付費の増加及び後期高齢者支援金の増加等が見込まれる中、安定的かつ健全な短期財政を維持するために一定程度の短期積立金を保有することも鑑み、94.80パーミルから2パーミル引き上げ、96.80パーミルとしたものでございます。令和7年度以降につきましても、令和6年度と同様にこれらの動向が短期経理の財源率の設定に大きな影響を及ぼすものと考えております。まず、保健給付費につきましては、定年引き上げの本格化及び社会保険の適用拡大により短時間勤務職員が新たに組合員資格を取得すること等により、組合員数の増加だけに限らず、組合員全体の平均年齢の上昇も見込まれることから、更なる増加が見込まれるところでございます。また、後期高齢者支援金につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に移行する令和7年度以降も、後期高齢者医療全体

として増加傾向が続く見込みとなっているものでございます。なお、前期高齢者納付金につきましては、令和6年度は令和4年度の概算額の精算を要因として減少となりましたが、新たに各医療保険者の報酬水準に応じて調整する総報酬割の仕組みが導入されたこともあり、今後は比較的報酬水準の高い共済組合は拠出金が増加することも考えられるものでございます。このようなことから、現時点で具体的な数字をお示しすることは難しいものでございますが、令和7年度以降につきましては、令和6年度の財源率の水準を維持することは厳しいものであると見込んでいるところでございます。短期経理につきましては、以上でございます。

施設管理課長 はい、議長。

議長 はい、白井課長。

施設管理課長 私からはオークラ千葉ホテルと黒潮荘につきまして、ご回答を申し上げます。まず、オークラ千葉ホテルの婚礼部門につきまして、今年度の目標に届くのか、また、来年度の方策の見解ということでございました。まず、オークラ千葉ホテルの婚礼件数でございますが、12月末で88件でございましたが、2月末の時点では99件に達しておりまして、現時点の3月の成約数は9件でございますので、キャンセル等が生じなければ今年度108件となりまして、今年度目標を達成できる見込みでございます。次に、令和6年度の方策につきましては、今年度の結果を踏まえまして、既に行っているSNSやWEB広告、インスタグラムの運用外注等の施策と併せまして、運営委託先グループの婚礼コンサルティング部門との連携を図りながら集客の強化を図るものでございます。これらに加えまして、宴会場の稼働状況により、モデルルームの設営日を増加し、中人数帯の販売を強化することにより、目標達成を目指すものでございます。

続いて、黒潮荘でございますが、来年度の予定採用人数、また、委託費の予算計上額で十分なサービス提供ができるものなのかということでございます。まず、令和6年度では、2名の運營業務委託先の従業員の採用を予定しているものでございます。続いて、委託費の予算計上額でございますが、この予算計上額につきましては、予算編成作業にあたりまして、運營業務委託先と協議を行っております。運營業務委託先からは、人件費も含めまして、十分に対応可能な額であると確認しておりますため、事務局といたしましては、十分なサービス提供ができる予算額と考えているものでございます。オークラ千葉ホテル及び黒潮荘につきましては、以上でございます。

施設長 はい、議長。

議長 はい、工藤施設長。

施設長 施設長の工藤でございます。須藤議員おっしゃるとおり、施設従業員に余裕、ゆとりがないと組合員をはじめ利用者の方々に対するサービスの低下やミスなどが起きてしまうことが危惧されるところでございます。



そのような状況、事態が起こらないように、ご利用者の方々に満足していただく、心のこもったおもてなし、十分なサービスができるよう、人員不足、配置、ローテーションなどの労働環境、また、メンタルケア等に留意し、状況を把握し対応、対処していくことが私はじめ、共済組合の任務であると思っております。業務多忙な時期においても、そのような状況にならないよう、また、予防も含め、十分な意見交換、面談等の場も設定するとともに、繁忙時期の状況も把握、確認していく必要があるものと考えております。引き続き、組合員の皆様においしいお料理や温泉等で心身ともに寛ぎ、安らぎの時間をお過ごしいただけますよう、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

須藤議員 わかりました。

議長 他に質疑はございませんでしょうか。

[ 「なし」の声あり ]

議長 以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第2号「令和6年度事業計画及び予算について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 挙手、全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号から議案第7号までは予算に関連した諸規則等の一部変更及び一部改正でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、議案第3号から議案第7号までを一括議題といたします。順次、事務局から説明を求めます。伊藤保健課長。

保健課長 はい。

議長 はい、課長。

保健課長 それでは、議案第3号をご覧ください。議案第3号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」ご説明させていただきます。資料を1枚おめくりいただきまして、1ページの定款の一部を変更する要綱書をもってご説明させていただきます。まず第1、変更の目的でございます。1、令和6年度においては、地方公務員の定年引上げ等に起因して組合員数が増加することに伴い、保健給付費が増加するため、短期財源率を引き上げるものでございます。2、令和6年度については、介護納付金

における令和4年度概算時の精算額が還付となったこと及び介護保険第2号被保険者の標準報酬総額が増加するため、介護財源率を引き下げるものでございます。3、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業における掛金・負担金率が引き下げられたことに伴い、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率を引き下げるものでございます。4、短期経理から業務経理への資金の繰り入れについて、所要の変更を行うものでございます。第2、変更する事項でございます。1、短期財源率に関する事項でございます。短期財源率を「1,000分の2.00」引き上げ、「1,000分の94.80」から「1,000分の96.80」とするものでございます。こちら第42条第1項、第42条の2関係でございます。2、介護財源率に関する事項でございます。介護財源率を「1,000分の0.52」引き下げ、「1,000分の17.32」から「1,000分の16.80」とするものでございます。こちら第42条第1項、第42条の2関係でございます。3、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率に関する事項でございます。育児・介護休業手当金拠出金に係る短期分財源率を「1,000分の0.42」引き下げ、「1,000分の5.60」から「1,000分の5.18」とするものでございます。こちら第42条第1項関係でございます。4、資金の繰り入れに関する事項でございます。「令和5年度」を「令和6年度」に、「1,580円」を「1,585円」とするものでございます。こちら第44条関係でございます。第3、施行期日でございます。1、この変更は、令和6年4月1日から施行するものでございます。2、変更後の第42条第1項、第42条の2の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。以上、議案第3号のご説明でございます。続きまして、議案第4号につきましては、福祉課長の関からご説明を申し上げます。

福祉課長 福祉課長の関でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案第4号「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」ご説明をさせていただきます。千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。1枚おめくりいただきまして、貸付規則の一部を改正する要綱書に基づきましてご説明をさせていただきます。第1、改正の目的でございます。地方公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、貸付規則(準則)の一部改正がされたため、所要の整備を図ることを目的とするものでございます。第2、改正する事項でございます。1、貸付規則(準則)の一部改正に伴い、再任用職員に係る規定を削除するものでございます。第4条第2項関係でございます。2、1の改正に伴い、関連する条文の整備をするものでございます。第5条第1項関係、第8条第3項関係でございます。第3、施行期日等でございます。1、この規則は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。2、地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された職員について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合

の組合員又は国家公務員共済組合法第3条第1項に規定する国家公務員共済組合の組合員から引き続き組合員となつた場合における当該引き続き組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された日の属する月以後の組合員期間に限る」とするものでございます。以上でございます。引き続き、施設管理課長の白井よりご説明申し上げます。

施設管理課長 施設管理課長の白井でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第5号をご覧ください。議案第5号「千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について」ご説明申し上げます。資料を1枚おめくりいただきまして、1ページの保養所設置規則の一部を改正する要綱書をもってご説明をさせていただきます。まず第1、改正の目的でございます。将来にわたり安定した運営を行うため、規定料金の宿泊料を引き上げて収益の改善を図ることを目的とするものでございます。第2、改正する事項でございます。宿泊料を一律1,000円引き上げ、ゴールデンウィーク期間及び夏期期間を設定し、当該期間については、1,500円加算するものでございます。第9条別表第1関係でございます。第3、施行期日でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。議案第5号につきましては、以上でございます。

施設管理課長 続きまして、議案第6号をご覧ください。議案第6号「千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」ご説明申し上げます。資料を1枚おめくりいただきまして、1ページの会館設置規則の一部を改正する要綱書をもってご説明をさせていただきます。まず第1、改正の目的でございます。将来にわたり安定した運営を行うため、利用料金を引き上げて収益の改善を図ることを目的とするものでございます。第2、改正する事項でございます。1、宿泊料の一部を1,000円から4,500円の間で引き上げるものでございます。第16条利用料金別表(1)宿泊料関係でございます。2、宴会場及びカラオケルーム利用料の一部を1,000円から40,000円の間で引き上げるものでございます。第16条利用料金別表(5)宴会場及びカラオケルーム使用料関係でございます。3、保健施設の利用料金について、宿泊を伴わない組合員及びその家族の利用料金を455円に、宿泊を伴わないオークラククラブ会員(組合員及びその家族を除く)の利用料金を728円に引き上げ、宿泊を伴う前述以外の者の利用料金を455円に引き上げるものでございます。第16条利用料金別表(7)保健施設の料金関係でございます。第3、施行期日でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。議案第6号につきましては、以上でございます。続きまして、議案第7号につきましては、福祉課長からご説明申し上げます。

福祉課長 それでは、議案第7号「千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」ご説明をさせていただきます。千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部を

別紙のとおり改正するものでございます。1枚おめくりいただきまして、那須高原ちば保健センター設置規則の一部を改正する要綱書に基づきましてご説明をさせていただきます。第1、改正の目的でございます。将来にわたり安定した運営を行うため、規定料金の宿泊料を引き上げて収益の改善を図ることを目的とするものでございます。第2、改正する事項でございます。宿泊料を一律400円引き上げるものでございます。別表第1(第15条関係)関係でございます。第3、施行期日でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま、議案第3号から議案第7号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　以上で質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第3号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第4号「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、議案第5号「千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について」、議案第6号「千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」、議案第7号「千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　挙手、全員であります。よって、議案第3号から議案第7号までは原案のとおり可決されました。

議長 　次に、議案第8号「第3期データヘルス計画の策定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。関福祉課長。

福祉課長 　はい。

議長 　はい、課長。

福祉課長 　それでは、議案第8号「第3期データヘルス計画の策定について」ご説明をさせていただきます。第3期データヘルス計画を別紙のとおり策定するものでございます。1枚おめくりいただきまして、第3期データヘルス計画をご覧くださいますが、本計画は92ページに及びますので、時間の関係上、別にクリップ留めをさせていただきます概要版を用いましてご説明をさせていただきます。

それではまず、概要版の4ページをご覧ください。「計画の概要」の「目的と背景」でございます。後段に記載させていただいておりますが、令和6年度から第4期特定健康診査・特定保健指導等に関連する保健・医療関係の施策と共に、第3期データヘルス計画が開始されることを踏まえ、

これまでの保健事業等の実施状況を振り返り、レセプト・健診情報等のデータ分析により加入者の健康状態や医療費の現状を把握し、健康課題を明確化すると共に、課題解決に向けた効果的・効率的な保健事業を実施するための事業計画として、本計画を策定するものでございます。その下の「第3期データヘルス計画の期間」でございます。本計画の計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間でございます。令和8年度を中間評価年度、令和11年度を実績評価年度と位置づけるものでございます。5ページをご覧ください。「第3期データヘルス計画策定の基本方針」でございます。基本方針といたしまして、3点あげさせていただいております。1点目といたしまして、第2期データヘルス計画の振り返りとデータ分析により現状を把握し、当組合の健康課題に応じた保健事業を実施する。2点目といたしまして、PDCAサイクルに基づき、保健事業の計画・実施・評価・改善を行い、事業の実効性を高める。3点目といたしまして、事業主の健康課題、保健事業の効果等を事業主と共有し、事業主との連携（コラボヘルス）を強化することを目指す、というものでございます。

6ページをご覧ください。「共済組合の現状」でございます。まず「基本情報」でございます。年齢階層別で見ると、組合員の男性の50歳代の人数が多く全体の17パーセントを占めるものでございます。加入者（組合員、被扶養者）数の推移を見ると、令和3年度までほぼ横ばいでしたが、令和4年10月より短期組合員が加入したことで、女性の組合員が大幅に増加したものでございます。次に、「男女比率・被扶養者等」でございます。令和5年3月末時点におきまして、当組合の組合員数は7万4,701人、被扶養者数は4万6,582人となっております。平均年齢は組合員が44.7歳、被扶養者が21.2歳でございます。下段にございます「加入者の年齢構成」の棒グラフにつきましては、後ほどご覧ください。

7ページをご覧ください。「第2期データヘルス計画の取組状況」でございます。こちらは、健康課題を解決するための重点施策につきまして、令和4年度の実施状況をお示ししているものでございます。①生活習慣病発症・重症化予防、②健康づくりの推進、③所属所との連携を重点施策といたしまして、それぞれ表の真ん中の列に実施事業、その右側の列に令和4年度の実施状況、さらに、平成28年度比の評価をお示したものでございます。特定保健指導率の低迷が課題であることが、平成28年度比の評価の上から2つ目の②としても現れております。8ページをご覧ください。「個別保健事業の状況」でございます。健康管理講座やスポーツ教室などの1次予防、また、特定健康診査、短期人間ドックなどの2次予防の事業を実施しているものでございます。令和3年度からは、PETドック、大腸内視鏡検査助成金、メンタルヘルス教室を実施しているものでございます。9ページをご覧ください。9ページから16ページまでは、「個別保健事業の概要及び実施結果」を掲載しております。こちらも後ほどご覧ください。

17ページをご覧ください。「データ分析に基づく健康課題」でございます。まず、カテゴリーの1つ目「組合員及び被扶養者情報等から見る分析」でございます。課題と対策の方向性といたしましては、50歳代の人数が多く、加齢に伴う疾病の医療費増加が懸念されること、また、短期組合員の加入により、40から60歳代の女性層の人数が増加しているこ

とから、「生活習慣病、がん対策」、「女性固有の疾病対策」等を行っていくものでございます。カテゴリーの2つ目は、「医療費情報から見る分析」でございます。「医療費全体」の課題といたしましては、加入者のボリュームゾーンは、45から54歳であり、今後の高齢化による医療費の高額化、また、短期組合員の加入による総医療費の増加が懸念されるものでございます。「疾病別医療費」の課題といたしましては、男性は、高血圧疾患等の生活習慣病・悪性新生物の医療費が高く、また、女性の「乳房の悪性新生物」の医療費が高いことから、引き続き「生活習慣病対策・がん対策」の充実に努めてまいります。18ページをご覧ください。下から2つ目の「精神疾患医療費」でございます。課題としては、うつ病等の精神疾患にかかる患者が一定数存在し、医療費も高額となっていることから、対策の方向性として、引き続きメンタルヘルス対策を行っていくものでございます。19ページをご覧ください。「特定健康診査・特定保健指導情報から見る分析」の1つ目の特定健康診査の受診状況でございます。令和4年度の組合員の特定健康診査受診率は91.1パーセントで、被扶養者は43.2パーセント、加入者全体では81.0パーセントとなっておりますが、全国と比較すると受診率が低いことから、「特定健康診査未受診者対策」として、引き続き、生活習慣病に関する情報発信などを行っていくものでございます。次に2つ目の特定保健指導の実施状況でございますが、令和4年度の組合員の保健指導実施率は18.1パーセント、被扶養者は3.3パーセント、加入者全体では17.1パーセントでございます。こちらも全国と比較すると受診率が低いことから、引き続き、特定保健指導対象者への働きかけ、事業所型での保健指導実施の調整等、事業主である所属所と連携をして保健指導の利用を促す対策を検討していくものでございます。

20ページをご覧ください。「第3期データヘルス計画の取組」でございます。「基本的な考え方」といたしまして、医療費、健診結果等のデータ分析の結果から明らかとなった健康課題を解決するため、「生活習慣病対策」、「組合員及び被扶養者の健康づくりの支援」を行い「組合員及び被扶養者の健康保持・増進」と「医療費の適正化」を図っていくものでございます。また、所属所との密な連携・協働（コラボヘルス）を推進することで、効果的・効率的な事業実施を図っていくものでございます。21ページをご覧ください。「保健事業計画（事業概要・目標等）」でございます。本計画で実施する個別保健事業の事業概要をお示しているものでございます。25ページまで、基本的には第2期データヘルス計画を踏襲しているものでございます。なお、21ページの表のNO1と2の特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の目標につきましては、この後の第4期特定健康診査等実施計画においてご説明をさせていただきます。

26ページをご覧ください。「第4期特定健康診査等実施計画」でございます。一番下の「国の定めた目標値」といたしまして、令和11年度における共済組合の特定健康診査受診率の目標は、90パーセント以上とされており、また、令和11年度における特定保健指導の実施率の目標は、60パーセント以上とされているものでございます。27ページをご覧ください。「目標値」でございますが、国の定めた目標値を踏まえ、当組合の令和6年度から11年度までの特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の目標値を各表のとおり設定するものでございます。

最後に、28ページをご覧ください。「その他」といたしまして、4点あげさせていただいております。1点目といたしまして、「計画の公表、周知」でございます。当組合の広報誌及びホームページに掲載し、周知するものでございます。なお、所属所に対しましては、組合公報において公告するものでございます。2点目といたしまして、「計画の評価及び見直し」でございます。本計画につきましては、保健事業の毎年の実施及び成果に基づき評価をすると共に、中間である令和8年度に中間評価を行い、必要に応じまして見直しを行うものでございます。3点目といたしまして、「個人情報の保護」でございます。本計画の推進においては、当組合の個人情報保護に関する諸規程を遵守するものでございます。4点目といたしまして、「実施体制」でございます。第2期までの計画と同じ体制となりますが、当組合における疾病予防に関する事業を所管する福祉課が主体となり、保険給付、医療給付等を所管する保健課と連携いたしまして、本計画の推進にあたるものでございます。また、保健事業の実施に当たりましては、所属所と連携し、効果的及び効率的な事業の推進に努めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、議案第8号「第3期データヘルス計画の策定について」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議 長 　　以上で質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第8号「第3期データヘルス計画の策定について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議 長 　　挙手、全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 　　以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚くお礼申し上げます。

　　以上をもちまして、第204回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻14時27分）

令和6年3月13日調製

議 長            岩   田        利   雄

署名議員        小   坂        泰   久

署名議員        竹   山        隼   央